

# 東地区地域づくり協議会規約

## (協議会の設置)

第1条 東地区の地域づくり全般及び地域活性化に必要な事業を行うため、東地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、「東地区センター」内に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、東地区に係る次の事業を行う。

- (1) 自治意識の向上と行政区間の人及び物の交流活性化を図る。
- (2) 市民と行政の協働を行うため、軽微な道路修繕等の自主実施。
- (3) 地域防犯及び自主防災のための組織化や運営の協議及び研修。

## (構成)

第4条 協議会は、東地区の行政区長及び市議会議員、青少年育成会長、小学校PTA会長、小学校同窓会長、女性部、地域活動部、各種協議会若干名及び学識経験者とする。

2、地域活動部は、担当役員が主導し地域活動事業を行い、数名の協議員を置くことができる。

3、協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 10名以内
- (6) 顧問 若干名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、事務局長、顧問、幹事、監事は会員の互選をもってこれに充てる。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

尚、任期中で役員を辞することとなった場合、新たに選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の事務全般を司る。
- 4 幹事は、基礎事業及び提案事業の推進を図る。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は定例の通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要の都度開催することができる。

(総会の議決事項)

第11条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を経なければならない。

- (1) 事業計画の審議
- (2) 予算及び決算の審議
- (3) 規約の変更
- (4) 役員改選
- (5) その他協議会の運営に必要な重要事項

(役員会)

第12条 役員会は、協議会の運営を円滑に推進するため必要に応じ開催する。

(会議の招集)

第13条 会議は会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長3人で協議し、連名で招集する。その中から1人が議長となる。

(会議の定足数)

第14条 総会は、委員の2分の1以上、役員会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議の議決)

第15条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第17条 協議会に必要な経費は、南魚沼市地域コミュニティ活性化事業交付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が協議会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年10月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。